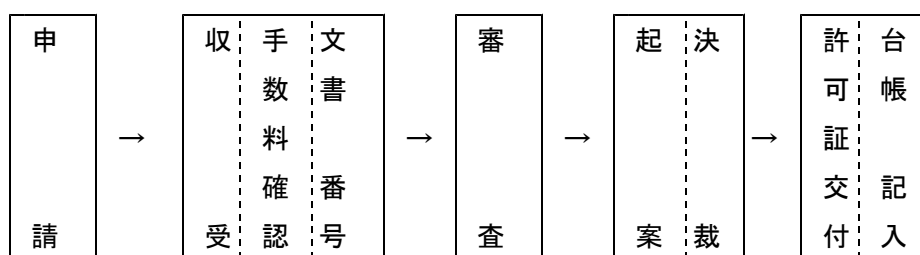


高圧ガス製造施設等変更許可申請（冷凍を除く。）

根 拠 法 令	一般則第 1 4 条 法第 1 4 条第 1 項 液石則第 1 5 条 コンビ則第 1 3 条
適 用	1 製造施設の変更の工事をする場合 2 製造する高圧ガスの種類の変更をする場合 3 製造方法の変更をする場合

手 順



必要書類

- 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請書（一般則様式第 4、液石則様式第 4）
- 2 製造施設変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - 〈留意事項〉 (1)～(7)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - (1) 製造の目的
 - (2) 処理設備の処理能力
 - (3) 処理設備の性能
 - (4) 法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項
 - (5) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - (6) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
 - (7) 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コンビ則適用事業所）
 - （添付すべき書面又は図面）
 - ① 事業所全体平面図
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤ 機器等一覧表
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書

⑧ 耐震設計構造物に係る計算書

⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

必要に応じ添付を求めることができるもの

1 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）

2 上記①～⑨に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※以上許可申請時に添付した書類のうち変更のあった部分について記載する。

審 査

1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（一般則第5条、液石則第5条、コンビ則第4条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

2 製造の方法が規則（一般則第5条、液石則第5条、コンビ則第4条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

※ 変更のあった部分について審査

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

台帳記入

許可後台帳に記載する。